

多 様 第 344号  
令和4年1月20日

一般社団法人埼玉県経営者協会 会長 原 敏成 様

埼玉県産業労働部長 板東 博之  
(公印省略)

テレワーク等による出勤者数の削減の取組について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施については、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県全域が令和4年1月21日から2月13日まで、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置を講ずべき対象区域に指定されました。

オミクロン株の感染伝播のスピードを踏まえると、職場で新規陽性者が確認された場合、多くの職員の方が濃厚接触者等として出勤することができず、職場や会社の事業継続に著しい影響を及ぼす可能性を否定できません。

つきましては、感染拡大防止及び事業活動継続のため、テレワーク等による出勤者数の削減の取組を推進していただくよう、会員企業やその従業員の方に周知いただきますようお願いいたします。

\* 「埼玉県テレワークポータルサイト」

県ではテレワークに関する情報を掲載したポータルサイトを開設しています。  
ぜひ御活用ください。

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/telework/index.html>

担 当：多様な働き方推進課 働き方改革・テレワーク推進担当 電 話：048-830-3960
---